

●香川県告示第284号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年9月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 点の位置

基点A 松島北東端

〃 B 松島南西端

〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 E 東かがわ市引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

〃 H 通念島高頂

点 イ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ハ イからロ見通し延長線上ロから150メートルのところ

〃 ニ ロからイ見通し線上ロから850メートルのところ

〃 ホ Bからハ見通し線上Bから300メートルのところ

〃 ヘ Hからホ見通し延長線上ホから300メートルのところ

〃 ト Hからホ見通し延長線上ホから1,000メートルのところ

〃 チ ニからト見通し延長線上トから1,300メートルのところ

〃 リ ハからB見通し延長線上Bから1,000メートルのところ

〃 ヌ ハからB見通し延長線上Bから400メートルのところ

〃 ル ヘからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

〃 ヲ ルから真方位43度45分400メートルのところ

〃 ワ Aからヘ見通し延長線上Aから200メートルのところ

〃 カ ヲから真方位43度45分400メートルのところ

〃 ヨ Aから真方位43度45分2,200メートルのところ

〃 タ ヨからA見通し線と直角にヨから南東へ450メートルのところ

〃 レ ヨからA見通し線と直角にヨから北西へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘレ、レタ、タチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ、ヲカ、カワ、ワへの10直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名	称	時	期
---	---	---	---

魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	3月25日から翌年1月31日まで
----------------------------	------------------

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
計画番号共第1号(桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台

〃 B 虎丸山高頂

〃 C 東かがわ市、さぬき市境界

〃 D さぬき市丸山鼻

〃 E さぬき市鷹島高頂

〃 F 兵庫県西島高頂

〃 G 一ツ島高頂

点 イ AからD見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ EからG見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・すずき桝網漁業	11月1日から翌年1月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

2 免許予定日 平成27年11月1日

3 免許の存続期間

計画番号区第1号 平成27年11月1日から平成30年12月31日まで

計画番号共第1号 平成27年11月1日から平成35年12月31日まで

4 免許申請期間 平成27年10月8日8時30分から同月9日17時まで